

やめになったということではなく、これは先ほど申し上げたとおり、ちょうど八年間やっていただいた、こういうことになりました。こういうところにウエートを置かれて辞任をせられたと、こういうことを信じておりますし、日銀総裁が経済状態その他の何か責任を負われておやめになったという筋は絶対に考えておりません。これはなかったというふうに考えております。

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕

○成瀬權治君 あなたはそれでは、この辞任をすなおに勇退されるというふうなことに、まことによい時期だというふうに判断をされている。すなおに——もし責任だということになると、田中大蔵大臣もやめなければならぬことになる、そうはいかぬと思うが。まことにすなおな勇退で、時期も適切、よい時期におやめになった、そういうふうにするすなおにお受け取りになりますか。

○國務大臣(田中角榮君) 私は全くすなおに受け取っております。一部では、これは私が個人的に耳にしたことでございますが、日銀総裁はIMFの総会がお済みになったらおやめになるのだ、ということを目銀に出入りする人たちから聞いたこともありますが、そんなことはありません、いやしくも日銀の総裁の人事というものは、挙止進退は総理大臣にも匹敵するほど重要なものである、そう思っておりますので、どこにもそういうことはございませぬし、こんなことはないということには私も強く否定をしておりましたし、私は就任をしたところからそういう話がございます。山際さんはおやめになりたいというふうなことがあるのだからどうですか。「これはあなたの方で聞いているかわからぬが、そういうことは考えておりませぬ」、少なくともまだ池田内閣の状態でございますし、池田、山際両氏は御承知のとおり例頭の交わりでもございまして、総理からもそういうことは全然承わっておりませぬから、そんなことはない、歯牙にもかけず私はやっておったわけでございますが、ただ、IMFの総会の前、IMFの総会のあとにはいろいろな話は耳に入

りました、格別そういうことを信じておりませんでした。

○成瀬權治君 このことで議論をすれば私の意見のことにもなりますから、控えたいと思いが、あなたのほうが、それは適切な時期であるというふうに判断をされたということは、八年もやりになった本人がすなおにおっしゃるから、私もすなおに受け取ったのだ、こういうことで、お答えはわかりました。

次に、お尋ねしたい点は、倒産がたくさん出てきましたね。ちょっと驚いたのは、サンウエーブの問題にしろ、あるいは日本特殊鋼、日本で一番古い鋼なんかを扱っている会社が倒れた。そうして負債が百億以上にふえてきているわけですね。ずっとそのよってくる原因は、一番大きな原因は何だとなつかんでいますか。

○國務大臣(田中角榮君) いろいろな原因がございまして、まだこれらの会社の倒産した実態というものを私はよく承知をいたしておりませぬ。ただ、おぼろげながら、大ざっぱな状態は知っております。こういう関連倒産をも引き起こしやすいこれらの中堅以上の企業が倒産をするということは、非常に大きな影響がありますので、私は、大蔵省の事務次官、銀行局長、日銀の佐々木副総裁、日銀総裁、そういう方々や、各都市銀行の頭取の皆さんにも御協力を要請してございます。

新聞に出なかったもので、まあ大体私たちがやらないことでも新聞に出るのですが、あの問題やっても出なかったのですが、これはこの倒産問題に対しては、ホテル・オークラで、私も朝早く出かけまして、私のほうからは事務次官、それから銀行局長が出席して、それで日銀副総裁にも出席をお願い、各銀行の頭取も全部、十何行か出席されたと思ひます。いろいろ話をしまして、とにかく倒産をしないで済むというものであるならば、これだけひとつ食いとももらいたい。しかも、率直に申し上げて、どうもメーン・バンクがよいと言えやります、というふうなことを巷に聞くが、あなた方は大なり小なりこういうものを所持

ちになってるんでしようと、メーン・バンクだけは、きのうは三菱であつてもきょうは富士である、あしたは住友になり、あさっては三和になるというものはあるかも知れぬ。これは都市銀行全体として、金融界全体として考えてもらわなきゃ困る。私はこういうことを言った。人がころんだようなつもりになってやられては困りますよと、激しいことでございまして、そういうことで積極的な御支援をお願いしたい、こういうことで、具体的な事例を全部出して、そこで全くさくばらんをお話をいたしました。こういう問題について、私も十分考えましよう。特に日銀さんが個々の倒産その他に対していろいろ口をきくことは、いままで例がなかったとは言えますけれども、日銀さんもこういう問題に対して、ひとつ口をきいてもらうこと、また興長銀の代表も出ておりましたので、皆は河上さんのころは、興銀が中心になってそれぞれの設備投資をするときも調整をしたけれども、倒産なんていう問題になると、これは真剣に取り組んでもらったはずなんですから、ひとつ興長銀も積極的に中心になられて検討してもらいたい。これはもうできるだけ協力をいたします、協調融資の制度もとしまして、やむを得ざるもの以外はやります、こういうことで別れておるわけでありまして、その間倒産をしたものに対しては、これくらい要請されておつて、このくらいわれわれも前向きであるにもかかわらず、倒産に余儀なくいったというところに対しては、大蔵省にひとつ報告をしてもらいたい、こういうことまで言っております。これは普通からいって、銀行の動きに対してそういうことを言うのはどうも行き過ぎだというふうに言われるかも知れませんが、これはもう暮れになって金融調整下にありますので、大蔵大臣としても、どうしてもこういう配慮を必要とするという判断に基づいて、そういう要請をしております。その前も個々の問題に対していろいろやりました。ですから、まあその結果、な

お出ておる。

ただ、何が一体原因かという問題ですが、これは

は非常にむずかしい問題ではございますが、ただ日本特殊鋼の問題に対して、私も何とかしてくれ、とにかく代表産業であるからということで、私も少し検討もしようと思つた。ただこの問題に対して、まあ例になるかどうかかわかりませんが、メーン・バンクであつた三菱銀行と第一銀行でございますが、名前違うかもわかりませんが、私が覚えておるのはそのうでございますが、半年間にわたつて経理検査を行なつたのです。半年間において専門家が行って経理検査を行なつたことは事実であります。しかも、その日本特殊鋼という会社は、銀行から派遣された常務取締役が二名もおるそうでございます。名前はさだかにしておりませんが、おつたそうでございます。きつと銀行から行ったんだから経理担当常務だと思ひます。それで、半年間二行の専門家が徹底的に経理を洗つて、その結果百五、六十億の負債ということがわかり、そのうち十五、六億は融通手形であつたということがわかつたようです。私は、その銀行の方々の名前は、あなたは何びとであるかということまでは聞きませんでした。が、はつきり申し上げました、銀行の代表者であるという四、五人の人たちに、「あなた方は融通手形が出ておつたことを知っておつたのですか」、「遺憾ながら知りませぬ」、こういうことであります。「だから一体はんこを押して、だれの名前で、だれが融通手形を出したのですか」、こういうところまで言いましたけれども、御返事はございませぬ。私も裁判所でも検察庁でもございませぬ、株主でもございませぬので、追及することはできません。私が、そういう事情を聞いた後は、私何とか倒産を食い止められないかということで各銀行に要請いたしました。ついに更生会社に入つて、特設ポストに入つたということでござい

ます。私も経理の内容は調べておりませんが、とにかく指摘をすることは困難でございます。非常に遺憾なことでございますが、半年間、大きな都市銀行の中の二行が専門的に調べておつて、その間救済の手段も十分あったと思ひます

が、しかる結果、なお倒産にひとしい更生会社法
の申請をしたという事は、はなはだ遺憾だと、
私はそう思っておるだけでございます。それ以
上内容をつまびらかにするに段階ではござい
ません。しかし、銀行局には、十分この内容を調
べて、上場会社であるから当然証券局にも資料はあ
るはずだし、こういうものをひとつ十分考えても
らいたい、こういうことを言っております。

そのほか富士車輻の問題、サンウエーブの問題
についても、私がいま申し上げた程度のこと、
私も日常聴取しておりますし、また関係当局
に、何とか特設ポストに入れないようにというこ
とで懇請もいたしました。再建をする場合でも、
中小企業その他に対しても十分配慮してもらいた
い、今日などサンウエーブなんかの関係、中小企
業の名簿を大蔵省に届け出てくれと、銀行局をし
て可能な限りの措置をとりたい、こういう措置
を考えておるのでございます。

○成瀬権治君 私は、たまたま名前をあげたから
ですが、大臣はこすいすよ。大体、個々の対策
をどうこうするというのを聞くわけではない。
一般論として、最近零細、中小企業が倒れてい
ったから、中堅企業が倒れるようになったのか、その
原因は、ただ単に運営が悪いと、重役さんのやり
方が悪いから倒れたんだ、責任はあげて政府の経
済政策じゃないのだ、あげて会社の経営者の責任
だというふうなのか。たとえば、ここに出てくる
今度窓口規制をおやりになって、そしてやられ
て、その次に公定歩合の引き下げをおやりにな
るだろうと思いますが、そういうことが間接では
なくて、直接の原因のうちのひとつの理由でござ
いまいし、そのうちの大きな役割りを果たして
ないか。原因を聞いておるのです。あなたは対策
をおっしゃる。そんなことは私は聞きたくない。
個々の原因はどうでもいいのです。総体的につか
んで、零細企業から中堅企業に来ておる、そして
これが倒れた、関連産業にも影響を大きく及ぼし
てくる、どうしたらいいかという政治の面とし
て、金融を大きく、それは日銀はおやりになるけ

れども、大蔵大臣が全責任でおやりになるくらい
の姿勢でやっておみえになると思う。だから、ど
うしたら、よってくるその原因は何か、それはど
うしたらいいという対策がその次に出てくると思
うが、まずその原因をどうつかんでおみえになる
か。

○国務大臣(田中角榮君) 私は、先ほどあなたが
個別の名前を引例されながら、すぐ、一体これら
の会社はどうして倒れたと、こう聞かれたと思
いましたので、私の知る限りある誠意をもって述べ
たわけでございます。遺憾ながら方角が違つて
おつて、まことに恐縮でございます。

全般的にどうかという、私、予算委員会でも
質問を受けておりますが、私自身非常に検討して
おるのですが、どうも銀行局やその他から出てく
る答弁書にも、どういうことが原因かということ
が、どうもはっきりした実態は姿勢が出てこないわ
けであります。引き締めも逡巡をいたしました
し、しかし、金融引き締めというものが直接の原
因であるとも書いてない。私自身もいろいろの例
を見てみますと、私が、どうも田中が調査したと
ころは全部とんでもないものばかり調査してい
るのではない、そうおしかりになるかも知れま
せんが、私がいままで調査をした、私の目で、私
が数字を計算してみたものの中には、もちろん
金融調査というものの影響がないというものは考
えません。それはあるでありましよう。あると思
います、これはまじめに。また、政府の指導よろ
しきを得なかったということも、それは事実だろ
うと思ひます。しかし、金融調整を一年間しな
くても、しなかったならばこれは一体つづけなかつ
たかといふと、必ずしも自信がないのであり
ます、それは。ここでもっていま調整を全部解除
をしてしまつても、一体このままいけるのかとい
うと、どうもなかなかむずかしいものもあるよう
であります。

これはどういふことかと申しますと、一割の配
当をしておりながら、大蔵省で調べましたら、十
年間一割ないし一割五分の配当はタコ配でござい
ましたというものもあります。どうも遺憾なが
ら、こういうものはとても助けることはできな
い。それから、在庫品、倉庫の中にあるものを伝
票操作をしながら、伝票でもって売ったことにし
て、帳簿上は第二会社に売ったことにして、利益
を計上して、こうやっておりますが、どうもその
品物が時代おくれになって売れなくなった。です
から、たなおろし資産が他人の名義に決算上は
なっているというのを長いこと続けてこれら
で、そのままとつてしまつた。それから、問題の
中に融通手形が非常に多いということは、もう悲
しいことではあります。融通手形というのは銀行
はわからないかといふと、わからないので
す。

融通手形を出したのには二つの理由がありま
す。一つは完全にやむにやまれずに融通手形を出
したというのと、一つは銀行側が商手でなければ
割り引かない、こういうことを言うものだから、
商手を偽装して手形を出したと、こういう二つの
原因であります。融通手形のうちには、自転車操
業をやっておりますから、そのうちにはそれが融
手か、それが商手かわからなくなつてしまつて、
よく調べなければわからぬ、こういうものもござ
います。

一体なぜそんな融通手形がわからぬのかとい
うと、これは税法とか、いろいろなものが非常に
ずかしい制度にありますので、結局は会社の経理
というものは経理担当者だけが――よろしゅうご
ざいますか。経理担当者という一つかみの人だけ
が経理をやっておりますので、どうも社長自体が経理
の実態をつかんでおられないというものもございま
す。中には銀行を五つ、六つ、七つやっております
ですが、各銀行に出ておるバランスが違つて、みな
違つて、これは全くくまなく技術でございまし
て、私にはよくわかりません。税務署に出すのも
また違つておるのです。ですから、そういうもの
が、特に普通の状態で考えられない状態もありま
す。これは事実であります。私は例証を申し上げ
てもいいくらいなものでございます。

ただ、北九州の関連倒産とか、それから京都と
か名古屋の企業の元請が倒産したことによって関
連倒産をしたというものもございます。です
から、少なくとも黒字倒産というものは絶対起こし
てはいかぬということ、もう一つ、いわゆる倒
産をする会社が少なくとも一年、二年、三年間ぐ
らいの間で何とか努力をすれば正常な経営状態に
なり得ると、こういうものは絶対つづけてはいか
ぬということで、調整下にあるながらも、きめこ
まかい配慮という名において、実際は調整に入ら
ないときよりも金はよけい出ているという面もあ
るわけでございます。ですから、いろいろな措置
をとっておりますが、どうもはなはだ遺憾でござ
います。

いすれにいたしましても、政府はもっとより普
導しなければならぬし、誘導しなければなら
ないでしようし、どんな場合でも、いかに自主
的、民主的にいひましても、政府はやはり目標
を出して、政府の成長率が七割というのだから、
せめて一四割以上、倍以上になつた企業には金は
貸せませんよというふうなことがやればよかつ
たかわかりません。そのために私も多少そういう
ことを過去二年間に出したわけですが、そしてど
うしても資本金と年間の水揚げ料のバランスは一体
どうあるべきかということや銀行借り入れ、いわ
ゆる資産と借り入れ金との兼ね合いはどうあるべ
きかということ、いわゆる年間においては何回
の回転というものを基準にして融資をすべきか。
私は世銀融資方式を採用してはどうですかとい
うテーマを投げたことがあります、ついに今日の
段階であるといふことは、私自身もいかに、み
ずから自分がかつと、何と言つても、批判があ
つても、やはり言うべきは言わなければならな
かつたといふようなこともしみじみ感じているわ
けでございますが、いすれにしても、倒産は未然
に防げるものは全力をあげて防ごうという姿勢に
立っているわけがあります。

○成瀬権治君 時間がございせんから、私は簡
単に、端的にお聞きしたほうがいいと思ひ。

そこで、構造要因の問題として倒産は必至のものだ、だから物価手当てが必要だというようにことを是認されれば、これは問題は別だと思ふ。それはアフタケアの問題になるから、それは別だと思ふんですが、しかし、そういうことではなくて、中小企業から中堅企業の倒産が出るようになってはたいへんなことだと思ふんですよ。そこで、その原因は何だと突きとめていって、そうしてその対策は何であるかということ、私は政府として立てなくちゃならぬと思ふ。

いまお聞きしておりますと、融手が非常に悪いということだけはわかった。それも一つの大きな原因になっているというふうに承りました。とすれば、融手は、これはもう何ともチェックのできないもの、これは融手であるのか融手ではないものなのか、これはわからぬもの、ということだけでは、私は済まされぬ問題だと思ふ。これが一つの中堅企業の倒産をしてはどうかという原因とするなら、手形法の問題についてはどういうふうにお考えになっているのか、そのことを承りたい。

○国務大臣(田中角榮君) ですから、私は二年前から手形法の問題を言っているんですが、手形法は法務省の所管でございまして、これはもう法制審議会において二年も三年も、あるいは五年もかかるので、私はほんとうに参ってしまつたんです、事実を申し上げて。それで、法務省にさんざん頼んだんですが、なかなかうまくいかないというので、今度は別にできることでやろう、手形用紙を特定をして銀行名を書かなければいゝか、これは場合によつては、大蔵省の印刷局でもつて刷ろう、これくらいのことはいま考えております。これはもう刑法の改正とか、そういうものは法務省の関係の者がより慎重にしなければならぬということとはわかりますが、それだけに傾いておらないで、ひとつぜひそれはやらなければいゝかぬという考え方で、いま事務局も立案をしております。

ようであります、しかし、現状に対処できるように、事態に即応するように、暫定的でも少なくとももつときびしくしなければならぬということを進めております。

それから、融通手形が現在出ているものに対しては、融通手形が一番簡単だから、金がないからしょうがない、そんなことを言っておれないので、融通手形というものは早く回収してもらつて、いま融通手形は一切締めますよと言へば、これは倒産に拍車をかけるようになりますから、いま出ているものをどの程度やるか。融通手形というものは対しましては、通産大臣にも私は強く言つたんですが、とにかく行政指導で、融通手形というものは金融は将来できなくなりますよ、ですからひとつ十分考えるようにということをやはり行政指導しようということでありまして。

最後にはどうなるかという、やはりこれは皆さんの意見を十分聞きますが、やはり世銀方式に近い融資基準をきめざるを得ないと思ひます。自己資本というものが、いま倒産をした中で、明治、大正、昭和を通じて資本金はほとんど変わつていない、資本金の少ないものはいんだ、日本銀行と私の会社だけです、こういって、資本金の何十倍も取引をしておつて、年間水揚げの六カ年、七カ年分が倒産をしたときに負債だつたというふうなものに、金融上の措置といふ可能性があるので、それから、少なくとも資本金の何倍ないので、ですから、少なくとも結論を出せないのです。ですから、少なくとも御承知の戦前は優良企業は資本金の二十倍を限度としておりました。ですから、資本金の二十倍ということになるのか、十倍ということになるのか、それは別であります、自己資本金に対する外部負債というものの対しては、単に金融機関だけではなく、自由企業においても、他人資本を導入するというならば、私はそういう限度を、やはりむづかしいことではあります、やはりある程度きめなきゃならぬと思ひます。同時に、銀行借り入れ、他

人の資本に依存するものはやはり幾らでなきやいゝかぬという率もきめざるを得ないと思ふのです。非常に大きな問題であります。激しい発言だとお取りになるかも知れませんが、事実に対処してはそういうことが必要であります。

これは大蔵省では資本金に対しては、届け出でありながら、内容をこまかく検査をしております。増資をする場合でも大衆に迷惑をかけぬ、社債を発行する限度においては確実に償還できるといふことに対して、非常にこまかく制限をしております。ところが、銀行借り入れというものは、これはどうもさっぱりセーブをしてもらへぬ。銀行とは自由に話し合ひでやるべきだと、ここにやはり問題があります。これは、ですから、私は、社債の限度額をきめるといふのは厳密なものであると思ひますが、やはり外部資本の依存度というもののリミットはきめなきゃいゝかぬ。そうでない、いま言つたように、常識で考えられないような状態でもつてどんどんと事業を拡張して、それで三機関の資金量をふやさぬのが悪いとか、融通手形を出しても金を借さぬのが悪いとか、融通手形を出しては責任の所在は明らかにせぬ、こういふことでは、責任の所在は明らかにせぬ、せんから、やはりある限度、これは私は来年からどうしてもつくらざるを得ないだろう。ただし、大蔵省がつくるということよりも、日本銀行とか各金融機関が自主的にやはりそういうものをとおつくりになるというところが一番いいんだらう。そういうことをもしおやりにならないというならば、オーバー・ローンの解消とかオーバー・ボロイの解消、これはほとんど演説ばかりしておつても実効はあがらぬということになるわけでありまして、やはりそういう問題は、むづかしい問題ではあります、やはり検討して、ある意味においてはやはり政府が指導的な方向も出さざるを得ないのではないかと。非常に慎重に考えておりますが、そういう気持ちでございまして。

○成瀬權治君 せっかく力を入れてお話しになつたが、やるということになれば、ほんとうにやれるかやれないかという問題が大きな問題なんですよ、あなたが最後におつしやうたように。あなた自身も反省をしておいでになつたと思ふ。たとえば手形の問題は法制審議会でもうもならぬとおつしやるが、この融手が中堅倒産の一つの大きな理由なんだということ、政府が発表を、そしてこういふ理由だから早くやれというふうなことになるれば、法制審議会のほうもこの問題は別個に、何らかの形で、全体の手形法の改正をしなくても、何か便法で私はやらざるを得ないということになると思ふのです。そうすると、これはあんた、経済のことには無関係で融手を出したらおかしい話です。ですから、そういうふうな私はやり方があると思ふ。そこで国会答弁で事を済ませようとするならば、いゝんなことがあると思ひますけれども、ほんとうにやろうと思ふなら、二年、三年かかるなんてばかなことはいと思ふのです。それは誠心誠意やつておらぬ証拠だと思ふのです。怠慢の証拠だと思ふのです。と同時に、いまあなたがおつしやうた貸し付け金の制限をするなんておつしやるが、これは都市銀行は自由にやれるわけなんです。だから、もしあなたがおつしやるようなことを実際にやろうとしたら、どうやってやるんだ、いつやるんだといふことを、大臣、自主的にやってくれたら非常にいいだろう、おれはこつちのほうではえていゝる、そうしたら向こうのほうはどうかやつてくれるだろう、これを期待して言つておられるのか。そうじゃなくて、こちらがやまで、やらなきゃおれのほうではどういふことをやるぞ、これは銀行法の改正もからんでまいりますけれども、そこら辺はどういうふうなせられていますか。

○国務大臣(田中角榮君) 手形法の改正とか、それから小切手法の改正に対しては、真剣なんです。銀行局に対しては声を大にして、テーブルたたいでもやつていゝのですが、なかなかたいへんでございます。全く遺憾ながらであります。私は本件に対しては二年前から言っているのです、実

際ですが、非常にむずかしい。慎重でなければいかぬ。他の法律とのバランスとか、罰則がありますから、非常にむずかしい問題であるというところはわかります。わかりますが、この間も私は倒産の問題を検討したときに、とにかく一体どうなっておるのだ。閣議でも歴代法務大臣に何回か頼んでありますし、この間いよいよ詰めましたら、ざっくりばらん過ぎるかも知れませんが、どうも大蔵省の銀行局でもってそれは困るというような話をしておたので、ついわれわれもやれませんでしたという法務省当局の話がありました。私は、銀行局の中でそういう事実があるならば処罰をする、こう言ったのです。そんなこと絶対ありません。私も裁判する気持ちもありませんが、とにかくまじめにものを考えてくれ、こういうことで真剣にやっておるのでございますが、私の非力ということもありますし、こういう制度の改正が非常に技術的にむずかしい問題であるということもよく理解ができるわけでありまして。ですから、法律によらない、とにかくこういう手形用紙を使わなければだめだということを銀行協会できめてくればよいんです。銀行協会でもって手形用紙をつくり出すなどと言ってきたけれど、だめだということ、印刷局で刷ってやるといふようなことを、刷ってやれと、こういうことを言っておるのですが、まあまあひとつ御了解いただきたいと思います。

それから、その次の問題でございますが、これは民主政治の中でありまして、大蔵大臣が銀行法改正などと言つて、アドバンスを上げておるんだ、何だかんだと。そんなことを幾ら言われても、大蔵大臣は職務でなければいかぬ。そのとおりであります。日銀法も銀行法の改正も、一年、二年前から私が言っているんですし、なかなか、督促はしているのですが、大蔵省だけになかなかこれが私の思うように進んでいかぬ。しかし、それは遺憾でありますし、慎重にしなければいかぬ。

ただ、今度のようないろいろな事例が出てきて

おりますので、銀行協会でもって自主的におやりくださいませんか、こういうことを銀行協会に強く言っております。あなた方銀行協会でおやりにならない、何かつくってくれたほうがいいというのなら、銀行法を改正して、少なくとも銀行協会というものを法制化します。そして銀行協会に、直接的に大蔵省がやるよりも、銀行協会というものの力で、弁護士会のように、当然間接的にコントロールするように法制上やります。これは、いま証券取引法において証券取引上の権能を強化して随時会計検査を行なえるというようにことをやりたいと言っているのです。だが、なかなかどうも私たちがやりますと、こういうことでなかなか大蔵省にやってくれというようなことはあまり好まないのです。そういうことで今日まで来たわけでありまして。

ですから、私は、四十年年度予算の編成に際しまして、これからのことを考えますときには、やはりまじめに考えて、これは世論の支持も得なければなりません。事実を訴えて皆さんでおやりくださいませんか。どうしてもだめであるというならば法律の改正もやってもよろしゅうございませう。法律の改正が待てないというなら、一応お互いの間で基準だけをきめて、とにかくこれを守るようにしたいというところはあります。

そんなこといままになって考えているのか——去年の八、九月のIMFの総会へ出ない前に、世銀方式を私が経団連とあそこに出したので、にべもなく断られた。こういうことを考えることは、また大蔵大臣が資金統制を考えているのですかと、こういうことで、まあとにかく、そんなことも考えても、もしその場合にもっと手きびしくやっておれば、非難は受けたかも知れませんが、倒産というものはもっと避け得たかも知れませんが、そういうことに対しては、私自身も、民主政治の中にある行政権の限界がどこにあるか、どこまで拡大すべきか、どこでセーブしなければならぬか非常に悩んでおりますが、いずれにしても、何にも策を持たないというわけではござ

いませんので、御声援があれば、私は多少非難せらるべき状態であっても、現状に目をおおわないで、前進的な態勢をとりたいということを明らかにしておきます。

○成瀬権治君 佐藤内閣の一番の柱です、田中さんが政治力がないとは思いません。汗を流して一生懸命答弁なさるから、誠心誠意ということもわかります。しかし、三年たってもできなかったというのに対して、これは事実三年たっても何にもできていないという事実も知っておるのです。ですから、融手の問題とあなたがたがやった資金の関係の問題は一連の問題であつて、片方やたら片方やらぬでもいいという問題でないと。ですから、そうあなたも大蔵大臣何年おやりになるか知らないけれども、大蔵大臣国会までには目的を達したい、おれの大蔵大臣に、しゃべったことがとうとう突つたというくらいのことをやったください。そうでなければ議論してもしかなかった。

○国務大臣(田中角栄君) 私はいまほんとうに誠心誠意お答えしておりますので、うしろから事務当局が、融資ルールについては、目下金融制度調査会において具体案を検討中でございます。来年度には結論を得たいと思ひます、こうくる。これじゃなかなか来年度ということでは、あなたも通常国会を前にして、こうおっしゃった。新しい日銀総裁もできたことでございますから、今度はいたします。しかも、この方は民間の出でございますから、民間の協力を得られると思ひます。これは誠心誠意、タイミングを失うことのないように大いに努力いたしたいと思ひます。

○成瀬権治君 最後の一つだけ。公定歩合の引き下げの問題とやらはらになるのは、やはり国際収支の問題が非常に大きな問題だと思ふ。そこで、新聞は一カ月中くらいに引き下げをやるうかといううような、これは予想記事だと思ふのです。あなたが話をしたわけじゃなくて、新聞が予想したと思ひます。これはまた先にいったらたいへんなこと

とだと思ひますけれども、一番あなたがめどに置いておるものは何ですか。公定歩合の引き下げを、これは日銀がやられるけれども、しかし、あなたの了解がなければやれないということはおわかつておりますが、あなたが一番基調に置いておるものは何ですか。

○国務大臣(田中角栄君) これはもう国際収支の安定であります。○成瀬権治君 いま黒字になっておる。国際収支でも、私は資本収支、総合収支の問題になってくると思ひますが、それをもうちょっと懇切に話してください。

○国務大臣(田中角栄君) 大体、金融調整をやっておりますのは、三つの理由に基づいております。その一つは国際収支の長期安定、その第二は物価の安定、第三は正常な経済成長の確保ということでありまして、その中の国際収支の安定を重点に置いております。国際収支の中ではやはり、総合収支もさることながら、貿易収支をまず、絶対にバランスをとらなければならない、黒字にしなければならぬ。貿易外収支も、少なくとも最小限いまいより赤字がふえないようなことを考えなければいかぬ。それよりも一歩進めまして、貿易外というものは安定をしなければいかぬ。バランスをとらなければいかぬ。第三の段階においては、イタリヤのように貿易外収支と貿易収支と両方合わせて黒字の要因となり、もちろん經常収支はバランスするのではなく黒字になる。そしてもちろん資本収支というものはできるだけ外国から金を借りないでいようになつて、総合収支はもちろん黒字だ、こうなることが長期安定ということになります。しかも、それが漸次拡大しつつある。それはそういう一休例はあるのか。西ドイツが一番高い例であります。ですから、そういう状態になつて、しかも、その中で余裕がだんだんとできるならば、逆に外国に資本を輸出をしたり外国に投資をしたりということができるようになれば、これはもう物価も安定しますし、国際

収支もよくならず、世界から日本の評価も高くなり、貿易も拡大するし、こういうことになるわけでございますので、まあさしあたり貿易収支を大幅に黒字にし、同時に経常収支をバランスないしは黒字にしたい、これがめでたきであります。

○成瀬清治君 大臣、ずっとあなたは、私がこれとこれと、こう二つなら二つの条件を出すと、それが時期にもなるから大臣が答弁をしにくいと思われども、あなたは、貿易収支が黒字になった——もう一つは貿易外収支ですね、貿易外収支。経常収支は、これは黒字になることは私はあり得ないと思うのです。

○国務大臣(田中角榮君) バランスする。

○成瀬清治君 バランスがとれるということ、それはよくわかりますが、これは黒字になることはあり得ない。もっと条件として、あなたがずっと物価も云々ということをおっしゃるに、国際収支なら国際収支がこうなれば公定歩合は自分としては引き下げられる条件があるのだという、ぎりぎりのことを話してください。そう長い話はいいです。

○国務大臣(田中角榮君) いや、そう端的に申し上げられるほど簡単な話じゃないのです。御質問していることが膨大なことを御質問しておられるので、やはりこれだけ短く答弁するには相当の技術を要しているわけであり、ひとつ御了解を願いたいと思います。これは何十年來の議論でありまして、なかなか簡単に結論が出ないものに對してお答えしようというのでありますから、ひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

これは確かに、いつ公定歩合を引き下げられるか、これは公定歩合操作の問題は、先ほどあなたが言ったとおり、いつごろ下げられると言いたたいへんなことであります。同時に、日銀の仕事でありますから、これは申し上げられる段階ではないのであります。いつまで金融引き締めをやるのか、いつごろになれば金融をゆるめられるのか、こういう金融政策の方向からいいますと、少

なくとも七月のケネディ・ショックということでもって、アメリカから資金が入らぬということが原因で株価も暴落したのでありますから、少なくとも、アメリカから入らなかつたけれども同じ金をヨーロッパ市場で調達した。同時に、今度は利子平衡税の問題、なかなかむずかしいけれども、一%少なくとも負担をするというものであれば、アメリカ市場では相当のものが出来る。負担をすることはおかしなやうな感じがするが、ただやはり公定歩合が引き上げられなかつた時代の一%イギリスが公定歩合七%引き上げてボンド防衛をやっているときの1%、これはまた話が違つておるわけであり、だから、状態が非常によくなつておる。七月は貿易収支がバランスして、八月には経常収支がバランスして、十二月までは輸出期でございますから、十二月の末は確かに好調でございます。これが、これは年度間を通じて一億五千万ドルの総合収支の赤字でございますが、一億五千万ドルの赤字で済むのかというのを昨年の十二月からこの月の一月ごろは皆さんに言われましたが、大体とんとんにいふことは間違ひありません。一—三月の輸入期を見てもとんとんになる、一億五千万ドルは、よくなつたわけであり、その上に、うまいわけは三、四千万ドルよくなるということ、は事実であります。

そうであれば、すぐでも金融を緩和すべきだ、過去の例からいふと。ただ、うしろにもう二つ、くつついておる。安定成長ということ、物価の安定、これがあるから、なかなか引き締め解除にならないということであり、七%の実質成長率の見込みが一〇%になつておる、不況下にあるということであり、こういふことの見通しが幾らかつくときになれば、しかも安定的な方向が確保されるときに、やはりそこが金融緩和のめどだろう。しかも、金融緩和は、そういうめどがつかないからといっていつまでも引っぱつていらぬものではない。これは国際情勢の問題もあり、それでだめだつたら別の案を使わなければならない。そういうこともあるか

ら、そういう情勢を十分勘案しながら金融政策を展開していきたいと思ひます。

○野溝勝君 一つだけ伺ひしておきますが、大臣は、なかなか国際金融の問題などは一ぺんで回答ができる問題ではない。それはそのとおりだと思ひますけれども、あなたは口を開くと、健全財政健全財政で、国内の健全財政をするには、国際収支とのにらみ合わせをやつていかなければ健全財政は成り立たないと思ひます。その健全財政の、健全金融でもよろしいが、この財政金融の健全の柱というものは、あなたのおっしゃるとおり貿易収支の問題だと思ひます。その貿易収支の問題について私はひとつ伺ひするのですが、貿易は予想どおり現実にいふところかどうかというところが一つ。今後の見通しはどう思ふかという点、この点をひとつ伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 貿易収支につきまして、年度当初におきましては六十二億ドルでバランスをすると言つておりました。ところが、現在は、輸出は大体六十八億ドルくらいのペースになるといふふうに考へておる。ですから、非常に有史以來高い輸出率です。現在の対前年度比の輸出率の伸びは二—五%という非常に高い状態でございます。こういう状態において貿易収支が黒字になつておる、経常収支がバランスをしておるというのであるから、今度公定歩合等を相手を引き上げると、必ずしもいままでのやうな輸出が伸びるというのではないかもしれぬという議論が起つてきたのは、こういうことであります。まあしかし、私は、年度間を通じて六十二億ドルでバランスをするものが、少なくとも輸出は六十八億ドルになり、輸入はうまいわけば六十六億五千万ドルくらい、こういうところでないかといふふうに考へておるわけであり、でありますから、まあ貿易収支は年度間を通じてと相当な黒字といふことになるわけでございます。まあ将来もそうあれかしというのでありますので、金融調整をなかなかゆるめられない、長期的な見通しを確保するまでは、こういう考へ方に立つて

おることは事実でございます。

○野溝勝君 そこで、私の心配することは、政府の予想どおりよりは輸出貿易がうまいことおると、こういふことが、いまの国際関係をあなたが見れば、御承知のとおり欧州においてもアメリカにおいても非常な不平等取引扱いをしておるわけですね。この事実ですね、これについてぜひ努力されておるやうだが、依然として改たまつておらぬわけですね。そうすると、一体貿易の行き先というものは、何といひますか、私は非常に不安でなぬのです。いまは六十五億ドルといったとか、六十八億ドルといったとか、二億ドル超過したとか言つておられますが、その点ですね。それと、いま一つ、實際考へなければならぬのは、これでおいても、けれども、もう大体食いつぶしたのだから、これから先は相当原料輸入もしなければならぬと思ふ。こういう情勢には来ておるわけですね。そうすると、結局、貿易などはあなたの思つておるやうに、これから先そう簡単にはいかぬと私は思ふ。

そこで、あなたが長期の金融の問題に對して慎重を期さなければいかぬと言ふのだけれども、慎重を期するの、金融を緩和するの、さっぱりいまのところ様子がめちやくちやだといふのだけれども、この点はそれは国際金融の問題、経済の問題とにらみ合わせなければならぬから、そう金融を引き締めるとかあるいは緩和するとかいふやうなことは言えないけれども、大体どういふ一方向でやろうとするのですか。私は、将来はともかくとして、現実にそういう問題に直面してしまふ、一体どういふふうに考へておられるのですか。あなたは神様じゃないから、それはなかなかあなたの思ふやうにはいかぬけれども、しかし、大体非常に迷つておるのだよ、緩和をするのか、一体このままで引き締めて調整をしていくのか。特にボンドの引き上げが相当問題をいろいろ波及してゐるわけですね。ですから、こういう点をお聞かせ願ひたい。私はこの問題について論議をして

○國務大臣(田中角榮君) 迷つておるといふことはございません。むしろくちやであるといふわけでもないのです。とにかく開放経済に向かつておりまので、昨年度末から引き締め政策をやつてきたわけです。ところが、昨年よりは非常に貿易収支も經常収支も総合収支もよくなつてきておると。よくなつてきておりますから、ここでもつて物価などが非常に落ちつきかげんになつて、国内が正常な成長経済の方向になつて、しかし、国内が経済が縮まつていくことであるならば、金融を緩和してみたいということです。緩和をすべきであります。

一年間も引き締めておって緩和ができないというのはどういふことかという、輸出も好調でありますけれども、いま言うように、ポンド防衛という問題が、影響はたいしてないと思うのですけれども、あつたら困るという問題、八条国に移行したので、十四条国と同じようにあと戻りができないというようなこと、あなたが御指摘になったように、輸入在庫水準が低いのです。ですから、金融緩和をすると輸入はどっと入ってきて、また国際収支が悪くなる。ならないという保証があるかという問題。七％の実質成長率でもって押えてきて、金融調整を一年間やっておるにもかかわらず、実質一〇％の成長率である。これが四十三年までの五カ年、中期経済計画においても実質八・一％であります。八・一に五をかけて、それから今年度の一〇％を引くと、あと平均すると七・七％であります。一体七・七％に押え得るのか。ですから、この問題が片づかぬから、自由民主党も中期経済計画をそのままのむわけには相ならぬ。政府も、答申を受けましたとはいいましたけれども、これを政府案にはしないと。まだするところまでいって、ないというようなのは、そういういふような問題があるのです。

○野溝勝君　どっちにいくのか。

○國務大臣(田中角榮君)　それはどっちもやらない。

ければいかぬと。そういうところが非常にむずかしいところでありまして、方向としてはこれ以上縮めていくことはありません。ですから、少なくとも金融調整の中で預金の準備率は引き下げたんですから、だんだんと緩和の状態に向かいつつあると、これだけは間違いはございません。どうしてもまだ縮めなければならぬような情勢があれば、別なものでもってまた知恵を出していろいろなものを調整をしていくということであつて、このまま一年も二年もまだ金融調整が続けられるというようには考えておらないわけでありま

○野瀧勝君 これを大臣、ひとつ答えてください。大体、國際収支の内容がよくなった、こういうパロメーターは、やはり私は保有ドルの問題が問題点だと思います。保有ドルというのは、日本でのくらいあります。それは借款の面やその他のものを入れないで、裸のものを言ってください。それによって評価できるのです。

○岡務大臣(田中角榮君) それは野溝さん御承知のとおり、裸のところは外国にも教えないことになつてゐる。これは相手のある話でございますかから、これはひとつどうぞ……。これは国会においても長いことの慣例でございますので。大体野溝さんはお聞きにならなくてもおわかりと思ひますから、申し上げません。ただ、外貨準備高は十一月末で十九億二千四百万ドルということでございます。

○委員長(村松久義君) その程度でよろしいですか。

○天田勝正君 ちょっと、委員長に聞きますが、

○天田勝正君 今期国会、これしか一般財政金融の問題で質問する機会はないと思いますので、時間にはもう切れたという話ですが、私だけで切ったわけでもないし……。

それで、三点一緒に伺います。総論がありま
したから、私は各論でお聞きするのですが、連鎖倒
産もいろいろな型があつて、実は地域的に零細企
業ともいへばきものが集団化しているところは、
大企業につながつておらないで、昔風の問屋式な
ものにつながっている。これは大臣御承知の、あ
なたの選挙区である見附、お聞きになったと思ひ
ますけれども、これなどはむしろ、少し政治の場面
にもつてくるのがおそいがゆゑに、かえつて手が
打てない例の一つだと思います。もちろん大系列
につながっている工場中にあるのでありまし
ょうが、あれだけの町で七千人の繊維労働者をかか

えており、かつ、企業が二重倒産した。こういうことでありますから、てんやわんや、こういうのにならなくて、ところが、労組のほうは幸い全職同盟につながっておりましたけれども、どうも経営者のほうはそのままで進んだ状態にない。中央につながるにも、あなたがそこから出ている大臣で、しかも担当大臣ともいふべきものでありながら、一向に経

営者のほうからは訴えてはこないで、大騒ぎをいたした結果、全織同盟加盟の者が一緒にいこう。しかも、だれが考えたって労働賃金の圧迫によるものではないのでありまして、多少昔よりもよくなったけれども、一般の繊維労働者筋よりずっと低いのでございます。御承知だと思いますが、低いから賃金圧迫による経営難ではない。これはじわじわと、大系列からではなくして、全体のしわのごとくに寄ってきた経営難、こういうことなんですね。ようやくこのごろいうことで半分くらい目ざめたようなところで東京へ来まして、あなたもまたお会いになり、かつはある種の約束

次は、日鋼に次いでサンウエーブ、これまた一つの特珠の形態でありまして、山口自転車が倒産をし、そして当然労働省が、ああいふかなり全国的に足を持っておる企業の倒産でありますから、力を入れていただくべきでありました。しかし、実際にはあれはどう処置したかというところ、まず失業対策のほうでは労働組合が中心になって工員をサンウエーブへ入れたものなんです。これは私はほんの商工委員会にも出て通産大臣にもよく話し、これはもとの大臣なら実は知っておるわけです。そう、いう形態で新しいサンウエーブ、これはどう考えても伸びる産業なりというので、まず失業対策のほうは政府の肩がわりをやった。そして途中の賃金ストップ等は労働金庫などを利用して、こ

れもやった。いわば倒産しておつた会社が責任を負うべきものと、労働省が世話してくれるべきものを肩がわりをして処置をした相手が、そのサンウエーブがまた倒れる。こういうようなことでありまして、たいへんなことです。これはもうすでに大臣は先手を打って、すぐ資料を全部集めるといふことでありますから、私はそれを期待してお

りますので、次の機会にでもこの点についてはお話し願いたいと存じます。

それから、第三の問題は、きょうこれはあなたのほうへもやっぱり回ったと思いますが、いままですにできておる不渡手形の処理を一体どうするか、これが一つ問題だと思ふ。さらには、根本的な法律改正等が出されなければ、現在出ており、かつはいま暮れに迫って出つつあるものを一体どうするか。このことはできるならば、あすに迫っておりますけれども、あすまでのこの臨時国会で何らかのひとつ立法をすべきではないかということも思量いたしまして、すでに自民党のほ

なるものを出した。これを言っているというとき聞かれました。内容までは言いません。そういうもので、この種のものはわが党がどうのというべき筋のものにあらずと考へまして、さきに言ったように、自民党及び社会党に提示いたしていま話し合つておる。しかし、素案のときはすでにこれはよろしいという答へは出ておるわけでありまして、自民党のほうからは。そういうことで、そういうものが出たら、どこから出ようともわれわれのほうも、民社党で出すというところももちろん望んでおりますが、協力を得て共同で出したい、こういうことでありますから、ひとつあなたのほうもそういう場合には急速に間に合うものとして、抜本的なことはさることながら、急速に間に合うものとしてひとつ御提案願いたいと思つたのですが、これらの点についてどういふ所見を持っておられるか、伺いたい。

○国務大臣(田中角榮君) 一番目の問題につきましては、できるだけのことしたいと思います。それから、第二の、サンウエーブその他倒産会社の下請企業その他に對しましては、いまリストの提出も求めておりますし、関連の企業に對する救済融資その他に對しては、金融機関の格段の御協力を得るよう措置いたしたいと思つております。第三の、手形の問題につきましては、事業団構想ということで、私も勉強いたしました。全部勉強して読みましたが、非常に何らかの措置を必要とするというところは説のとおりであります。ただ、事業団のものでやつた場合に……

○天田勝正君 整理協会です。○国務大臣(田中角榮君) 協会、整理協会でもなかなかほんとうにうまくいくのかどうか、いろいろの問題がござりますが、いま私のほうとして、御提示いただいたものを検討いたします。私のはうでも十分読んでおります。私自身がこれを讀もうというところでやっております。何かそういう方法ではなくても、別にいい方法があるのか。一番内容を知つておる金融機関が一番いいのだというところを大蔵省の事務当局も言っております

が、それだけでは救済できないというならば、一体どうすればいいのか。具体的問題でありますので、十分ひとつ検討してみたいということでございます。

○天田勝正君 では、時間だそうだから、私はこれで……

○委員長(村松久義君) 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案を議題といたします。

本案は、昨十六日、衆議院から送附され、本委員会に付託されました。本案につきましては、去る八日、提案理由の説明を聴取いたしております。

では、本案の補足説明を聴取いたします。主計局長(赤羽桂君) 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案の提案の理由及び概要を補足して御説明申し上げます。

昭和三十一年度におきましては、西日本、東北の長雨、山陰、北陸の集中豪雨、台風二十号、あるいは北海道冷害等農作物災害が発生いたしまして、この結果、同会計の農業勘定における再保険金支払い見込み額は、合計におきまして、当初予算額五十六億八千三百万円に對し、支払い見込み額百二十八億三千八百万円となり、差し引き七十一億五千四百万円の不足を生ずる見込みでございます。

その内容について申し上げますと、水稲におきましては、当初予算額四十三億四千七百万円に對しまして八十七億四千二百万円、陸稲におきましては、当初予算額二億七千万円に對しまして五億四千二百万円、麦におきましては、当初予算額八億円に對しまして三十一億七千万円、蚕繭におきましては、当初予算額三億三千三百万円に對しまして四億四千六百万円ということに相なっております。

右に對する財源でございますが、まず、この会計におきましては、かかる災害の場合に備えて再

保険金支払い基金勘定を設けており、当初予算に於いてそれから農業勘定に繰り入れる等いたしまして、予備費として使用し得るようになっておるわけでございますが、この額が十億五千二百万円、予備費自体いたしましては二十億四千六百万円ばかりでございますが、内九億九千三百万円は麦の未經過再保険料でございますため使用できないわけでございます。また、三十一年度の補正予算におきまして再保険金支払い基金勘定からの繰り入れ、これは昭和三十一年度の農業勘定における決算上の剰余金でございますが、二十四億六千八百万円並びに三十八年度分の共済掛金の国庫負担分の精算分がござります。それが十七億五千五百円を一般会計から繰り入れる措置をいたすこととしております。以上を通算いたしまして、なお十八億八千三百万円が不足する見込みでございます。

このため、農業共済再保険特別会計の農業勘定に對し、一般会計から繰り入れを行なうことができることとする法律を制定する必要があるわけでございます。

なお、この繰り入れ金は、保険計算の長期均衡性にかんがみ、後日、被害率が少ない年等ございまして、余るといふことも予想されますので、一般会計へ繰り戻すこととしておりますが、その場合は、農業共済再保険特別会計法第六條第二項の規定によりまして、同勘定から再保険金支払い基金勘定に繰り入れる金額をまず控除して、なお残余がある場合に限り、これを一般会計に繰り戻すこととしておる次第でございます。

以上、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案の提案の理由及び概要を補足して御説明申し上げます。

次第でございます。なお、本案成立の上は、北海道におきましては水稲の共済金支払いにつきましては、おそくとも十二月の二十日ごろまでに最終認定を行ない、十二月末日には被害農家に對し支払いが終るよう準備を進めております。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(村松久義君) 以上で補足説明は終わりました。

では、本案の質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○成瀬權治君 大体、私たちも、農業災害等が地域的にどこがひどいかというところは承知しておりますが、あなたのほうで今度保険金を主として支払われるところが、北海道と二、三大きいところ、どのくらいの金額になるか。水稲とか、陸稲とか、麦とか、繭というようなことは、資料としてまいりました。あなたもお話しになりまして、わがかりましたが、地域別ならどうなるかというところをお話し願いたい。

○説明員(池田正範君) 地域別の状況を申し上げますと、ただいまお話のございました北海道が、一番多うござります。ことしの再保険金のトータル百二十八億になつておりますが、これはまだ、御承知のように、統計調査部の推定実収高がきまりませんで、最終的に再保険金の支払いの額が認定されませんので、したがって、ここで申し上げております百二十八億という数字は、あくまでも過去の実績と、それから十月半ば現在における予想収獲高をベースにいたしまして、おおむねこの辺の見当であるという推定をもとにしたものでござります。ですから、具体的にきまりました場合は、多少違つてまいりますことを御承知いただきたいと思います。

で、北海道が約六十二億程度でございます。これは水稲、陸稲、麦、繭を全部まぜた合計額でございます。それから、宮城県が四億九千四百四十四万円でございます。それから、福島県が四億三千三百六十六万円でございます。それから、香川県が三億六千六百万、長崎県が七億三千二百万、宮崎県が約四億九千万でございます。以上のようところが、おもに大きなところでございます。

○成瀬權治君 いま、補足説明の中で、今月中には渡るようにするというふうに承つたのですか……

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町大字上保谷

新田 三橋八次郎

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第五八九号 昭和三十九年十二月七日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都千代田区外神田六ノ一五ノ

一、日台貿易株式会社取締役社長

並川義隆

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第六〇三号 昭和三十九年十二月八日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都文京区湯島三ノ一大和ビル

日本バナナ輸入協議会内 畠山國

太郎外四名

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第六〇四号 昭和三十九年十二月八日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 神戸市須磨区大池町 中野義彦

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第六二三号 昭和三十九年十二月八日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台町五ノ一ノ二

椎葉光

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第六三七号 昭和三十九年十二月九日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都文京区湯島三ノ一全日本青

果貿易協会内 並川義隆

紹介議員 大竹平八郎君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第六四六号 昭和三十九年十二月九日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 東京都千代田区外神田六ノ一五ノ

一、農林開発株式会社社長 雨

森常夫

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第七五二号 昭和三十九年十二月十日受理

バナナの関税率引下げに関する請願

請願者 福島市渡利小久保九 高橋義直

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第四五四号 昭和三十九年十二月四日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四

全国中小企業団体中央会内 水牧

茂一郎

紹介議員 豊田 雅孝君

小規模事業の合同組織として幾多の長所をもつて

いる企業組合を活用するため、あらためて企業組

合に関する諸制度に再検討を加える必要がある。

特に企業組合に対する課税を適正化するため、左

記事項が実現されるよう、格別の御高配を賜わり

たいとの請願。

一、企業組合に対する課税については特別法人扱

とすること。

二、企業組合の所得のうち、組合員に従事分置配

当をした額については、これを損金扱とすること。

三、企業組合に対しても留保金の一部についての

非課税措置を適用すること。

四、給与所得以外の所得を有する組合員の申告に

ついての差別扱いを撤廃すること。

五、企業組合の専務理事、常務理事その他これに

準ずる者の使用人兼務給与を損金とすること。

理由

一、企業組合は、営利を目的とする会社とはその

性格が本質的に異なっている。もし、企業組合

が会社と同様な営利機関であるとすれば、何故

に法律は企業組合に対し協同組合としての基準

や原則を遵守させ、出資や従業員比率にまで

窮屈な制度を設けているのか説明し得ないこと

となる。このような厳格な制限があるのは、企

業組合が会社等とは異なる協同組合であるから

である。

二、企業組合の従事分置配当は、本来期中におい

て組合員の所得とすべきものを経理等の都合に

より組合に留保し、これを組合員に還元する措

置であつて、まさに協同組合独自の配分方法で

ある。会社がその利益金を株主に配当するのと

は本質的に異なる。

三、三十九年度の税制改正において、農業協同組

合、漁業協同組合、事業協同組合等が一定の基

準により留保した所得の二分の一について法人

税を課さない特別措置が行なわれることとなつ

たが、企業組合については、自己資本の蓄積が

いっそう必要であるにもかかわらず、この措置

が除外されていることは公平を失うので、同

一の取扱いをするよう改める必要がある。

四、一般給与所得者は、給与以外の所得が五万円

以下である場合は、確定申告を必要としない

が、企業組合の組合員は、組合から受ける給与

以外の所得が一銭でもあるときは、確定申告が

必要で、不当な差別扱いとなつているのでこれ

を改める必要がある。

五、組合の職員及び使用人の職務をかねている平

理事に対する賞与は損金として課税されない

が、組合の専務、常務等は使用人の職務をかね

ている例が多いにもかかわらず、その分に対す

る賞与は損金と認められず、課税されているの

で、これを改める必要がある。

第六〇六号 昭和三十九年十二月八日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 東京都中央区銀座東二ノ八東京都

中小企業団体中央会内 小山市省二

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第六九〇号 昭和三十九年十二月九日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 香川県高松市六番町一香川県中小

企業団体中央会内 齊藤寿太郎

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第六九一号 昭和三十九年十二月九日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 長野県上水内郡幸礼村 滝沢喜一

郎

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第六九二号 昭和三十九年十二月九日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願

請願者 秋田市川反一ノ二六企業組合野村

教材社理事長 野村文一

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第七四六号 昭和三十九年十二月十日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(二

通)

請願者 東京都中央区日本橋蛸蛸町一ノ一

九全国食料事業協同組合連合会会

長 梶原茂嘉外一名

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第七四七号 昭和三十九年十二月十日受理

企業組合に対する課税の適正化に関する請願(二

通)

請願者 東京都大田区雪ヶ谷町三七三南部
建設企業組合内 宮田光利外一名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第七四八号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(三
通)
請願者 宮城県仙台市外記丁一二宮城県中
小企業団体中央会内 栗野豊助外
二名
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第七五六号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願(二
通)
請願者 神戸市兵庫区荒田町四ノ五七ノ二
企業組合魚福理事長 福永秀輔外
一名
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第七六八号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 長野市南町六八五県食連会館内
長野県中小企業団体中央会内 小
山邦太郎
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第八一八号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 京都市中京区壬生下灘町五七洛陽
協同企業組合理事長 中田亀之助
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第八一九号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 群馬県前橋市曲輪町一〇七前橋市
消防会館内群馬県中小企業団体中
央会会長 金子友三郎
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第八二〇号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 岡山県津山市福渡町一四津山総合
企業組合理事長 小村康市
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第八二二号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 神戸市兵庫区下福園町一八湊建設
企業組合理事長 伊賀小五郎
紹介議員 岡崎 真一君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第八二二二号 昭和三十九年十二月十日受理
企業組合に対する課税の適正化に関する請願
請願者 滋賀県大津市東浦一番町滋賀県中
小企業団体中央会会長 樋口彦三
紹介議員 西川基五郎君
この請願の趣旨は、第四五四号と同じである。

第五一一号 昭和三十九年十二月五日受理
中小法人の税率大幅引下げに関する請願(四百三
通)
請願者 兵庫県伊丹市旭町四八ノ三 小
橋庄造外三千四百六十二名
紹介議員 基 政七君
中小企業、零細企業等中小法人に対する大幅減税
を要望するとの請願。
理由
最近の中小企業、零細企業の倒産は史上最高を

記録しているように、これらの者の営業は経済高
度成長のかけで不況による四苦八苦を続けてい
る。金融難、求人難が固定化し、下請準価の切下
げ、手形期日の長期化など、明るい見とおしは全
然ない。現在以上の増税には絶対反対である。

第五九〇号 昭和三十九年十二月七日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 東京都新宿区若葉二ノ八柴田産業
株式会社代表取締役 柴田勇
紹介議員 近藤 信一君
バナナに対する関税暫定措置法の適用期限は、
昭和四十年三月三十一日となつてゐるが、この期
限を延長しないで、定率法に示されてゐるとおり
税率を三十パーセントに引き下げられたいとの請
願。

理由
バナナの関税については、昭和三十七年第四十
回国会において基本関税率二十パーセントを三十
パーセントに引き上げられ、暫定措置として三十
七年六月四日までは二十パーセント、それ以後三
十八年九月三十日まで五十パーセントと定めて
これを公表しておきながら、昭和三十八年三月い
まだ期限が来ていないにもかかわらず突然バナナ
の関税率を暫定関税七十パーセントに引き上げこ
の適用期限を昭和三十九年三月三十一日までと決
定した。

三十八年度においてはバナナ業者は関税率を最
高五十パーセントとして採算を考え輸入契約を結
んだ後にこの改定変更があつたのであるから、突
然の関税引上げによつて企業経営に破たんをきた
し、じつは大な損害を被つた。

業者は前記のとおり本年三月三十一日で暫定関
税率期限が切れ、当然本来の五十パーセント関税
が適用されるものと了解していたところ、政府は
再び暫定関税率七十パーセントの適用を一箇年延
長した。つまり政府はバナナ業者を二度欺いたこ
とになる。これがため零細なバナナ業者の中には
倒産寸前の状態に追い込まれたものが多数ある実

情である。

第六〇五号 昭和三十九年十二月八日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 愛知県海部郡基目寺町大字基目寺
米村信一
紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第六四八号 昭和三十九年十二月九日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 長崎県大村市東三城町七ノ一三
野田康彦
紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第六九三号 昭和三十九年十二月九日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 東京都北多摩郡保谷町大字上保谷
新田 三橋八次郎
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第七五三三号 昭和三十九年十二月十日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 福島市渡利小久保九 高橋義直
紹介議員 松平 勇雄君
この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第七五四号 昭和三十九年十二月十日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡大崎町井俣二、二
二八 原田等
紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第八一六号 昭和三十九年十二月十日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願
請願者 愛媛県喜多郡五十崎町大字吉田中

甲七二〇 土居清治
紹介議員 追水 久常君

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第八一七号 昭和三十九年十二月十日受理
バナナの輸入関税引下げ等に関する請願

請願者 熊本県山鹿市大字西牧 松本辰夫

紹介議員 村田 正治君

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。

第五九一号 昭和三十九年十二月七日受理
輸入生鮮青果物及び輸入食料品の簡易通関制度に
関する請願

請願者 東京都新宿区若葉二ノ八柴田産業
株式会社代表取締役 柴田勇

紹介議員 近藤 信一君

現行の三百ドル未満の貨物に対する簡易通関制
度の金額を拡大し諸検査方法にも再検討を加え
て、通関業務を迅速化されたい。特に、輸入生鮮
果物全般に対して簡易通関制度を適用して即日通
関ができるよう、格別の処置を行なわれたいとの
請願。

理由

一、現在、輸入生鮮青果物を輸入する場合、食品
衛生法による検査と植物防疫法による植物検査
を受けなければ、税関への輸入申告を受け付けな
いことになっているが、特に、植物検査はくん
蒸等で時間がかかり、さらに、税関で数箇所の
窓口を経て貨物検査となるまでは、貨物は何
回も移動され、荷傷を生じ、日時を要するた
め、品質はひどく低下し、また腐敗を生じるの
で、ばく大なる損失をこうむっている。

二、昭和十三年から昭和二十年頃までは、簡易通
関制度により書類審査だけで許可されていたよ
うに記憶している。最近では自由化の進歩につれ
て、輸入地域、品目、数量ともに増大している
にもかかわらず、通関業務はますます複雑とな
り、加えて港務施設の極度の不足によつて年と
ともに通関に費す時日が多くなり、輸入生鮮青

果物における損失はじんと大となつてゐる。

第六九四号 昭和三十九年十二月九日受理
輸入生鮮果実類及び輸入食料品の簡易通関制度に
関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町大字上保谷
新田 三橋八次郎

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第五九一号と同じである。

第六四七号 昭和三十九年十二月九日受理
バナナの輸入関税引下げに関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二九株式会社
社砂田産業取締役社長 砂田勝次

紹介議員 太田 正孝君 岸田 幸雄君 植
竹 春彦君 青田源太郎君 中野
文門君 迫水 久常君 岡崎
真一君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第七五五号 昭和三十九年十二月十日受理
バナナの輸入関税引下げに関する請願

請願者 千葉市幕町五ノ四八九大越商事内
大越真汎外一名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。

第八一三号 昭和三十九年十二月十日受理
税制改正要望に関する請願

請願者 北海道小樽市緑町三ノ一 小林啓
作

紹介議員 柴谷 要君

わが国の企業の大半を占める中小企業者と勤労大
衆とに対する税負担を軽減するため、次のとおり
すみやかに減税を実施するよう強く要望するとの
請願。

法人税

(1) 法人の税率を次のように多段階とし、中小

法人の税負担を軽減すること。
年所得 百万円以下の金額

二十パーセント

百万円をこえ三百万円以下の金額

二十五パーセント

三百万円をこえ五百万円以下の金額

三十パーセント

五百万円をこえ一千万円以下の金額

三十五パーセント

(2) 同族会社の留保所得課税を廃止すること。

(1) 所得税の課税最低限を標準世帯につき六十
万円とするともに、年所得三百万円以下の
所得に対する税率を緩和すること。

(2) 専従者控除に代え家族従事者に対して法人
なみに給与支払制度を認めること。

(3) 給与所得控除の最高限度を二十万円に引き
上げること。

(4) 世帯員の資産合算限度額を五百万円に引き
上げること。

地方税

(1) 法人事業税を次のとおり軽減すること。

年所得 百万円以下の金額 四パーセント

百万円をこえ三百万円以下の金額

六パーセント

三百万円をこえ五百万円以下の金額

八パーセント

五百万円をこえるもの

十パーセント

(2) 個人事業税を法人事業税に準じて軽減する
こと。

政府は例年のごとく減税を行なつてゐるが、中
小企業者と勤労大衆がこの減税によつてうける恩
恵は、実質的にはきわめて少ない。わが国の企業
の大半を占める中小企業者ならびに企業の動力源
である勤労大衆に対する税負担を軽減し、事業意
欲と勤勞意欲を高揚させることは、今日わが国経
済力の浮沈を決する急務である。

第八一四号 昭和三十九年十二月十日受理
租税特別措置法廃止等に関する請願

請願者 神戸市生田区三宮町 大城戸武子

紹介議員 柴谷 要君

中小企業の過重な税負担を軽減するため、左記事
項の実現を期せられたいとの請願。

一、大企業の資本蓄積に主として向けられた現行
租税特別措置法を廃止し、中小企業の近代化積
立金制度を設けること。

二、同族法人に対する社内留保金課税を撤廃する
こと。

三、現行法人税率を応能累進方式に改め、課税の
公平化を図ること。

四、個人所得の課税最低限を八十万円に引き上げ
ること。

五、固定資産税の控除を大幅に引上げ、特定大企
業向け減免措置を廃止すること。

六、付加価値税等間接税の創設又は増徴しないこ
と。

七、中小企業の法人税、事業税の納税について、
十二箇月手形分割納税方式を認めること。

第八一五号 昭和三十九年十二月十日受理
外国為替銀行保証手形によるバナナ関税納入に
関する請願

請願者 東京都新宿区若葉二ノ八柴田産業
株式会社代表取締役 柴田勇

紹介議員 石井 桂君

バナナの関税については、外国為替銀行の保証手
形でもつて支払いうるようにし、現金納入期限を
三箇月程度延長する措置を早急に実行せられたい

との請願。

理 山

現在バナナの関税については、史上最高の七十パーセントという高率を課せられているが、大部分が弱少資本家であるバナナ業者は現今の金融引締めと相まつて非常に苦しい経営状態に追い込まれている。三箇月というのは、青バナナを輸入し、加工し、販売してからその代金を回収する間の最低必要期限である。この策を政府が講ぜられたならば、バナナ業者の資金ぐりも円滑に行なわれ、「中小企業育成」政策の一環となり、業者の救済策となることは必ずである。

第八三四号 昭和三十九年十二月十日受理
外国為替銀行保証手形によるバナナ関税納入に関する請願

請願者 埼玉県南埼玉郡八汐町三丁目字上

四七六ユニオン・フルーツ株式会社

社代表者 芝満

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第八一五号と同じである。

十二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は十一月二十八日)

一、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

昭和三十九年十二月二十二日印刷

昭和三十九年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局